

昭和六十三年政令第五十号

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律

施行令

内閣は、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）第六条及び附則第四条の規定に基づき、この政令を制定す

る。（貨幣の素材等）

第一条 貨幣の素材、品位、量目及び形式は、次

条に定めるもの除き、別表第一に定めるところによる。

（臨時補助貨幣で貨幣とみなされたものの素材

等）

第二条 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法

律（以下「法」という。）附則第八条に規定する臨時補助貨幣で同条の規定により貨幣とみな

されたものの素材、品位、量目及び形式は、別

表第二に定めるところによる。（記念貨幣の発行枚数）

第三条 法第五条第三項に規定する記念貨幣の發行枚数は、別表第三に定めるところによる。

（貨幣の販売価格）

第四条 法第十条第二項に規定する貨幣の販売価格は、別に政令で定めるものを除くほか、別表

第四の上欄に掲げる貨幣ごとに、同表の下欄に掲げる価額に、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の規定による消費税及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による地方消費税の額に相当する金額を加えて得た額とする。

（国庫納付金）

第五条 独立行政法人造幣局（以下「造幣局」という。）は、各事業年度において、法第十条第一項に規定する貨幣を販売した場合には、当該

貨幣の販売収入から販売に要する費用を控除した金額を、次条に定めるところにより国庫に納付するものとする。

（国庫納付金の見込額の納付等）

第六条 造幣局は、各事業年度に係る国庫納付金（前条の規定による納付金をいう。以下同じ。）の見込額を、財務大臣の定めるところにより、当該事業年度の翌事業年度の四月三十日までに国庫に納付するものとする。

造幣局は、各事業年度に係る国庫納付金の見込額を前項の規定により納付した場合において、当該事業年度に係る国庫納付金の額から当該見込額を控除してなお残額があるときは、そ

の残額を翌事業年度の七月十日までに国庫に納付するものとする。

（国庫納付金の会計年度所属区分の特例）

第七条 前条第一項の規定により納付された各事業年度に係る国庫納付金の見込額は、予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）

第一条の二第一項第一号の規定にかかるわらず、当該事業年度に對応する国の会計年度所属の歳入金とする。

（国庫納付金の納付の手續）

第八条 造幣局は、第五条の規定に基づいて計算した各事業年度に係る国庫納付金の計算書に、当該事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、翌事業年度の六月三十日までに、これを財務大臣に提出しなければならない。（国庫納付金の帰属する会計）

第九条 国庫納付金は、一般会計に帰属する。（旧金貨幣の引換期間の特例）

第十条 次の各号に掲げる場合における法附則第四条の規定による旧金貨幣（法附則第三条に規定する金貨幣をいう。以下同じ。）の引換えの期間は、当該各号に定める期間とする。

一 外国から引き揚げ、昭和六十三年九月一日以後本邦に到着した者の所持する旧金貨幣を引き換える場合（到着の日から一月以内）

二 昭和六十三年三月三十一日以前に遺失物法（明治三十二年法律第八十七号）の規定により警察署長に差し出された拾得物又は埋蔵物である旧金貨幣が昭和六十三年九月十七日以後返還され、若しくは引き取られ、又は都道府県に帰属した場合（当該事実について当該

警察署長の証明がある場合に限る。）当該旧金貨幣が返還され、若しくは引き取られ、又は都道府県に帰属した場合（当該事実について当該

警察署長の証明がある場合に限る。）当該旧

金貨幣が返還され、若しくは引き取られ、又は都道府県に帰属した日から二週間

三 昭和六十三年九月三十日以前に刑事案件又は保護事件（少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第二章に規定する保護事件をい

う。）について押収された旧金貨幣が昭和六

十三年九月十七日以後還付され、又は国に帰

属した場合（当該事実について検察官、検事官、司法警察職員又は裁判所書記官の証明のある場合に限る。）当該旧金貨幣が還付され、又は國に帰属した日から二週間

その他むを得ない事由がある場合であつて、財務大臣が指定する場合 財務大臣が指

定する期間

（造幣規則等の廃止）

第二条 次に掲げる勅令及び政令は、廃止する。（施行期日）

一 造幣規則（明治三十年勅令第三百三十八号）

二 一円銀貨幣通用禁止の件（明治三十年勅令第三百三十八号）

（造幣規則等の廃止）

第二条 次に掲げる勅令及び政令は、廃止する。（施行期日）

一 この政令は、昭和六十三年四月一日から施行する。

（第二条）

二 一円銀貨幣通用禁止の件（明治三十年勅令第三百三十八号）

（第二条）

三 貨幣形式令（昭和八年勅令第二百三十二号）

四 臨時通貨の形式等に関する件（昭和十三年勅令第三百八十八号）

五 昭和十三年勅令第三百八十八号に定めるもののほか五銭臨時補助貨幣の形式等を定めるもの（昭和十五年勅令第四百七十六号）

六 昭和十三年勅令第三百八十八号に定めるもののほか一銭臨時補助貨幣の形式等を定めるもの（昭和十五年勅令第九百六号）

七 昭和十三年勅令第三百八十八号及び昭和十五年勅令第四百七十六号に定めるもののほか五年勅令第四百七十六号に定めるもののほか一銭臨時補助貨幣の形式等を定める件（昭和十六年勅令第八百二十六号）

八 昭和十三年勅令第三百八十八号に定めるもののほか小額貨幣の形式を定める件（昭和十七年勅令第六百八十八号）

九 昭和十三年勅令第三百八十八号、昭和十五年勅令第四百七十六号、同年勅令第九百六号及び昭和十六年勅令第八百二十六号に定めるもののほか臨時補助貨幣の形式等を定める件（昭和十八年勅令第六十号）

十 昭和十三年勅令第三百八十八号、昭和十五年勅令第四百七十六号、同年勅令第九百六号、昭和十六年勅令第八百二十六号及び昭和十八年勅令第六十号に定めるもののほか臨時補助貨幣の形式等を定める件（昭和十九年勅令第一百十二号）

十一 昭和十三年勅令第三百八十八号、昭和十五年勅令第四百七十六号、同年勅令第九百六号、昭和十六年勅令第八百二十六号及び昭和十八年勅令第六十号に定めるもののほか臨時補助貨幣の形式等を定める件（昭和十九年勅令第一百十二号）

十二 昭和十三年勅令第三百八十八号及び昭和十七年勅令第六百八十八号に定めるもののほか小額紙幣の形式を定める件（昭和二十一年勅令第二百二十一号）

十三 五十銭の臨時補助貨幣の形式等に関する政令（第四十六号）

十四 五円及び一円の臨時補助貨幣の形式等に関する政令（昭和二十二年勅令第三百九十六号）

十五 五円及び一円の臨時補助貨幣の形式等に関する政令（昭和二十三年政令第二百九十六号）

十六 百円の臨時補助貨幣の形式等に関する政令（昭和三十二年政令第三百九十四号）

十七 小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律の施行に関する政令（昭和二十八年政令第三百九十八号）

十八 五十円の臨時補助貨幣の形式等に関する政令（昭和三十年政令第八十八号）

十九 百円の臨時補助貨幣の形式等に関する政令（昭和三十二年政令第三百九十一号）

二十 オリンピック東京大会記念のための千円の臨時補助貨幣の形式等に関する政令（昭和三十九年政令第三百八十号）

二十一 五百円の臨時補助貨幣の形式等に関する政令（昭和五十六年政令第二百四十五号）

二十二 天皇陛下在位六十周年記念のための十万円及び一万円の臨時補助貨幣の品位及び形式に関する政令（昭和六十一年政令第三百三十九号）

二十三 八年勅令第六十号及び昭和十九年勅令第一百四十号に定めるもののほか臨時補助貨幣の形式等に関する件（昭和二十一年勅令第四十四号）

二十四 二号に定めるもののほか臨時補助貨幣の形式等を定める件（昭和二十二年勅令第四十四号）

二十五 二号に定めるもののほか臨時補助貨幣の形式等を定める件（昭和二十二年勅令第四十四号）

八 年勅令第六十号及び昭和十九年勅令第一百四十号に定めるもののほか臨時補助貨幣の形式等を定める件（昭和二十二年勅令第四十四号）

二十二 昭和十三年勅令第三百八十八号及び昭和十七年勅令第六百八十八号に定めるもののほか小額紙幣の形式を定める件（昭和二十一年勅令第二百二十一号）

二十三 五十銭の臨時補助貨幣の形式等に関する政令（第四十六号）

二十四 五円及び一円の臨時補助貨幣の形式等に関する政令（昭和二十二年勅令第三百九十六号）

二十五 五円及び一円の臨時補助貨幣の形式等に関する政令（昭和二十三年政令第二百九十六号）

二十六 百円の臨時補助貨幣の形式等に関する政令（昭和三十二年政令第三百九十四号）

二十七 小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律の施行に関する政令（昭和二十八年政令第三百九十八号）

二十八 五十円の臨時補助貨幣の形式等に関する政令（昭和三十年政令第八十八号）

二十九 百円の臨時補助貨幣の形式等に関する政令（昭和三十二年政令第三百九十一号）

三十 オリンピック東京大会記念のための千円の臨時補助貨幣の形式等に関する政令（昭和三十九年政令第三百八十号）

三十一 五百円の臨時補助貨幣の形式等に関する政令（昭和五十六年政令第二百四十五号）

三十二 天皇陛下在位六十周年記念のための十万円及び一万円の臨時補助貨幣の品位及び形式に関する政令（昭和六十一年政令第三百三十九号）

三十三 八年勅令第六十号及び昭和十九年勅令第一百四十号に定めるもののほか臨時補助貨幣の形式等に関する件（昭和二十一年勅令第四十四号）

三十四 二号に定めるもののほか臨時補助貨幣の形式等を定める件（昭和二十二年勅令第四十四号）

三十五 二号に定めるもののほか臨時補助貨幣の形式等を定める件（昭和二十二年勅令第四十四号）

三十六 百円の臨時補助貨幣の形式等に関する政令（昭和三十二年政令第三百九十四号）

三十七 小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律の施行に関する政令（昭和二十八年政令第三百九十八号）

三十八 五十円の臨時補助貨幣の形式等に関する政令（昭和三十年政令第八十八号）

三十九 百円の臨時補助貨幣の形式等に関する政令（昭和三十二年政令第三百九十一号）

四十 オリンピック東京大会記念のための千円の臨時補助貨幣の形式等に関する政令（昭和三十九年政令第三百八十号）

四十一 五百円の臨時補助貨幣の形式等に関する政令（昭和五十六年政令第二百四十五号）

四十二 天皇陛下在位六十周年記念のための十万円及び一万円の臨時補助貨幣の品位及び形式に関する政令（昭和六十一年政令第三百三十九号）

四十三 八年勅令第六十号及び昭和十九年勅令第一百四十号に定めるもののほか臨時補助貨幣の形式等に関する件（昭和二十一年勅令第四十四号）

四十四 二号に定めるもののほか臨時補助貨幣の形式等を定める件（昭和二十二年勅令第四十四号）

四十五 二号に定めるもののほか臨時補助貨幣の形式等を定める件（昭和二十二年勅令第四十四号）

四十六 二号に定めるもののほか臨時補助貨幣の形式等を定める件（昭和二十二年勅令第四十四号）

四十七 小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律の施行に関する政令（昭和二十八年政令第三百九十八号）

四十八 五十円の臨時補助貨幣の形式等に関する政令（昭和三十年政令第八十八号）

四十九 百円の臨時補助貨幣の形式等に関する政令（昭和三十二年政令第三百九十一号）

五十 オリンピック東京大会記念のための千円の臨時補助貨幣の形式等に関する政令（昭和三十九年政令第三百八十号）

五十一 五百円の臨時補助貨幣の形式等に関する政令（昭和五十六年政令第二百四十五号）

五十二 天皇陛下在位六十周年記念のための十万円及び一万円の臨時補助貨幣の品位及び形式に関する政令（昭和六十一年政令第三百三十九号）

五十三 八年勅令第六十号及び昭和十九年勅令第一百四十号に定めるもののほか臨時補助貨幣の形式等に関する件（昭和二十一年勅令第四十四号）

五十四 二号に定めるもののほか臨時補助貨幣の形式等を定める件（昭和二十二年勅令第四十四号）

五十五 二号に定めるもののほか臨時補助貨幣の形式等を定める件（昭和二十二年勅令第四十四号）

五十六 百円の臨時補助貨幣の形式等に関する政令（昭和三十二年政令第三百九十四号）

五十七 小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律の施行に関する政令（昭和二十八年政令第三百九十八号）

五十八 五十円の臨時補助貨幣の形式等に関する政令（昭和三十年政令第八十八号）

五十九 百円の臨時補助貨幣の形式等に関する政令（昭和三十二年政令第三百九十一号）

六十 オリンピック東京大会記念のための千円の臨時補助貨幣の形式等に関する政令（昭和三十九年政令第三百八十号）

六十一 五百円の臨時補助貨幣の形式等に関する政令（昭和五十六年政令第二百四十五号）

六十二 天皇陛下在位六十周年記念のための十万円及び一万円の臨時補助貨幣の品位及び形式に関する政令（昭和六十一年政令第三百三十九号）

六十三 八年勅令第六十号及び昭和十九年勅令第一百四十号に定めるもののほか臨時補助貨幣の形式等に関する件（昭和二十一年勅令第四十四号）

六十四 二号に定めるもののほか臨時補助貨幣の形式等を定める件（昭和二十二年勅令第四十四号）

六十五 二号に定めるもののほか臨時補助貨幣の形式等を定める件（昭和二十二年勅令第四十四号）

六十六 百円の臨時補助貨幣の形式等に関する政令（昭和三十二年政令第三百九十四号）

六十七 小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律の施行に関する政令（昭和二十八年政令第三百九十八号）

六十八 五十円の臨時補助貨幣の形式等に関する政令（昭和三十年政令第八十八号）

六十九 百円の臨時補助貨幣の形式等に関する政令（昭和三十二年政令第三百九十一号）

七十 オリンピック東京大会記念のための千円の臨時補助貨幣の形式等に関する政令（昭和三十九年政令第三百八十号）

七十一 五百円の臨時補助貨幣の形式等に関する政令（昭和五十六年政令第二百四十五号）

七十二 天皇陛下在位六十周年記念のための十万円及び一万円の臨時補助貨幣の品位及び形式に関する政令（昭和六十一年政令第三百三十九号）

七十三 八年勅令第六十号及び昭和十九年勅令第一百四十号に定めるもののほか臨時補助貨幣の形式等に関する件（昭和二十一年勅令第四十四号）

七十四 二号に定めるもののほか臨時補助貨幣の形式等を定める件（昭和二十二年勅令第四十四号）

七十五 二号に定めるもののほか臨時補助貨幣の形式等を定める件（昭和二十二年勅令第四十四号）

七十六 百円の臨時補助貨幣の形式等に関する政令（昭和三十二年政令第三百九十四号）

七十七 小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律の施行に関する政令（昭和二十八年政令第三百九十八号）

七十八 五十円の臨時補助貨幣の形式等に関する政令（昭和三十年政令第八十八号）

七十九 百円の臨時補助貨幣の形式等に関する政令（昭和三十二年政令第三百九十一号）

八十 オリンピック東京大会記念のための千円の臨時補助貨幣の形式等に関する政令（昭和三十九年政令第三百八十号）

八十一 五百円の臨時補助貨幣の形式等に関する政令（昭和五十六年政令第二百四十五号）

八十二 天皇陛下在位六十周年記念のための十万円及び一万円の臨時補助貨幣の品位及び形式に関する政令（昭和六十一年政令第三百三十九号）

八十三 八年勅令第六十号及び昭和十九年勅令第一百四十号に定めるもののほか臨時補助貨幣の形式等に関する件（昭和二十一年勅令第四十四号）

八十四 二号に定めるもののほか臨時補助貨幣の形式等を定める件（昭和二十二年勅令第四十四号）

八十五 二号に定めるもののほか臨時補助貨幣の形式等を定める件（昭和二十二年勅令第四十四号）

八十六 百円の臨時補助貨幣の形式等に関する政令（昭和三十二年政令第三百九十四号）

八十七 小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律の施行に関する政令（昭和二十八年政令第三百九十八号）

八十八 五十円の臨時補助貨幣の形式等に関する政令（昭和三十年政令第八十八号）

八十九 百円の臨時補助貨幣の形式等に関する政令（昭和三十二年政令第三百九十一号）

九十 オリンピック東京大会記念のための千円の臨時補助貨幣の形式等に関する政令（昭和三十九年政令第三百八十号）

九十一 五百円の臨時補助貨幣の形式等に関する政令（昭和五十六年政令第二百四十五号）

九十二 天皇陛下在位六十周年記念のための十万円及び一万円の臨時補助貨幣の品位及び形式に関する政令（昭和六十一年政令第三百三十九号）

九十三 八年勅令第六十号及び昭和十九年勅令第一百四十号に定めるもののほか臨時補助貨幣の形式等に関する件（昭和二十一年勅令第四十四号）

九十四 二号に定めるもののほか臨時補助貨幣の形式等を定める件（昭和二十二年勅令第四十四号）

九十五 二号に定めるもののほか臨時補助貨幣の形式等を定める件（昭和二十二年勅令第四十四号）

九十六 百円の臨時補助貨幣の形式等に関する政令（昭和三十二年政令第三百九十四号）

九十七 小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律の施行に関する政令（昭和二十八年政令第三百九十八号）

九十八 五十円の臨時補助貨幣の形式等に関する政令（昭和三十年政令第八十八号）

九十九 百円の臨時補助貨幣の形式等に関する政令（昭和三十二年政令第三百九十一号）

一百 オリンピック東京大会記念のための千円の臨時補助貨幣の形式等に関する政令（昭和三十九年政令第三百八十号）

一百一 千円の臨時補助貨幣の形式等に関する政令（昭和五十六年政令第二百四十五号）

一百二 天皇陛下在位六十周年記念のための十万円及び一万円の臨時補助貨幣の品位及び形式に関する政令（昭和六十一年政令第三百三十九号）

一百三 八年勅令第六十号及び昭和十九年勅令第一百四十号に定めるもののほか臨時補助貨幣の形式等に関する件（昭和二十一年勅令第四十四号）

一百四 二号に定めるもののほか臨時補助貨幣の形式等を定める件（昭和二十二年勅令第四十四号）

一百五 二号に定めるもののほか臨時補助貨幣の形式等を定める件（昭和二十二年勅令第四十四号）

一百六 百円の臨時補助貨幣の形式等に関する政令（昭和三十二年政令第三百九十四号）

一百七 小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律の施行に関する政令（昭和二十八年政令第三百九十八号）

一百八 五十円の臨時補助貨幣の形式等に関する政令（昭和三十年政令第八十八号）

一百九 百円の臨時補助貨

形式	量目	素材	形式	量目	素材
	四・ハグラム	白銅及び銅 千分中銅八百七十五、ニッケル百二十五		四・ハグラム	白銅及び銅 千分中銅八百七十五、ニッケル百二十五
	直徑二十二・六ミリメートル			直徑二十二・六ミリメートル	
	ル			ル	

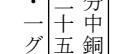
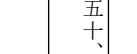
量目	素材	形式	量目	素材	形式
四・八グラム	白銅及び銅 千分中銅八百七十五、ニッケル百二十五	 	四・八グラム	白銅及び銅 千分中銅八百七十五、ニッケル百二十五	 
		直徑二十二・六ミリメートル			直徑二十二・六ミリメートル

形式	量目	品目	素材	形式	量目	品目	素材	形式
	四・八グラム	千分中銅八百七十五、ニッケル百二十五	白銅及び銅		四・八グラム	千分中銅八百七十五、ニッケル百二十五	白銅及び銅	
直 径 ル	二十二・六ミリメートル	ル	二十二・六ミリメートル	直 径 ル	二十二・六ミリメートル	ル	二十二・六ミリメートル	直 径 ル

形式	量目	品目	素材	形式	量目	品目	素材
	四・八グラム	千分中銅八百七十五、ニッケル百二十五	白銅及び銅		四・八グラム	千分中銅八百七十五、ニッケル百二十五	白銅及び銅
直径二十二・六ミリメートル ル				直径二十二・六ミリメートル ル			

量目	品位	素材			形式	量目	品位	素材			形式	量目	品位
四・八グラム	千分中銅八百七十五、ニッケル百二十五	白銅及び銅			四・八グラム	四・八百七十五、ニッケル百二十五	千分中銅八百七十五、ニッケル百二十五	白銅及び銅			四・八グラム	千分中銅八百七十五、ニッケル百二十五	
			直 径		ル	直 径		ル	直 径		ル	直 径	

形式	量目	素材	品位	形式	量目	素材	品位	形式
円	四 千分之一 四・八グラム	白銅 及び銅	千分之一 中銅八百七十五、 ニッケル百二十五	東京2020 パラリンピック 競技会 開催年 年号 年 TOKYO 2020 PARALYMPIC GAMES TOKYO 2020 PARALYMPIC GAMES 令和2年・100YEN	円	白銅 及び銅	千分之一 中銅八百七十五、 ニッケル百二十五	東京2020 パラリンピック 競技会 開催年 年号 年 TOKYO 2020 PARALYMPIC GAMES TOKYO 2020 PARALYMPIC GAMES 令和2年・100YEN
直 径 ル ル	二十二 ・六ミリメー ト ル	二十二 ・六ミリメー ト ル	二十二 ・六ミリメー ト ル	直 径 ル ル	二十二 ・六ミリメー ト ル	二十二 ・六ミリメー ト ル	二十二 ・六ミリメー ト ル	直 径 ル ル

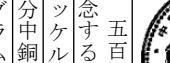
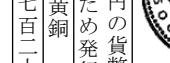
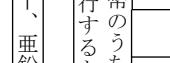
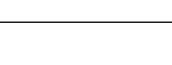
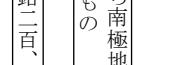
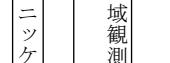
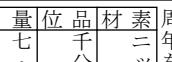
式形	目量	位品	材素
	七・一 グラム	百二十二 千分中銅 五百、亜鉛 百二十五、ニッケル	ニッケル黄銅、白銅及び銅
	直径 二十六・五 ミリメー トル		

形式	形式	形式	形式	形式
量目 十三グラム	量目 十三グラム	量目 十三グラム	量目 十三グラム	量目 十三グラム
縁の刻印 直径	縁の刻印 直径	縁の刻印 直径	縁の刻印 直径	縁の刻印 直径
三十三ミリメートル	三十ミリメートル	三十ミリメートル	三十ミリメートル	三十ミリメートル
品位 千分中銅七百五十、ニッケル二百五十	品位 白銅	品位 千分中銅七百五十、ニッケル二百五十	品位 白銅	品位 白銅
素材 十五 五百円の貨幣のうち瀬戸大橋（本州四国連絡 橋児島・坂出ルートをいう。別表第三第四号において同じ。）の開通を記念するため発行するもの	素材 十五 五百円の貨幣のうち瀬戸大橋（本州四国連絡 橋児島・坂出ルートをいう。別表第三第四号において同じ。）の開通を記念するため発行するもの	素材 十五 五百円の貨幣のうち瀬戸大橋（本州四国連絡 橋児島・坂出ルートをいう。別表第三第四号において同じ。）の開通を記念するため発行するもの	素材 十五 五百円の貨幣のうち瀬戸大橋（本州四国連絡 橋児島・坂出ルートをいう。別表第三第四号において同じ。）の開通を記念するため発行するもの	素材 十五 五百円の貨幣のうち瀬戸大橋（本州四国連絡 橋児島・坂出ルートをいう。別表第三第四号において同じ。）の開通を記念するため発行するもの
九 五百円の貨幣のうち青函トンネルの開通を記 念するため発行するもの	九 五百円の貨幣のうち青函トンネルの開通を記 念するため発行するもの	九 五百円の貨幣のうち青函トンネルの開通を記 念するため発行するもの	九 五百円の貨幣のうち青函トンネルの開通を記 念するため発行するもの	九 五百円の貨幣のうち青函トンネルの開通を記 念するため発行するもの
<small>SETO BRIDGE 63 * KP-2021092 QL04 *</small>	<small>SEIKAN TUNNEL 63 * KP-2021092 KPL04 *</small>	<small>SEIKAN TUNNEL 63 * KP-2021092 KPL04 *</small>	<small>SEIKAN TUNNEL 63 * KP-2021092 KPL04 *</small>	<small>SEIKAN TUNNEL 63 * KP-2021092 KPL04 *</small>

量目	品位	素材	形式	量目	品位
七・一二グラム	千分中銅七百五十、ニッケル二百五十	白銅	十五 五百円の貨幣のうち平成六年に開催される 第十二回アジア競技大会を記念するため発行する もの	七・一二グラム	白銅
					
			直径 二六・五ミリメートル	直径 二六・五ミリメートル	直径 二六・五ミリメートル

品目	素材	形式	量目	品目	素材	形式	量目	品目	素材	形式	量目
十六 五百円の貨幣のうち平成十年に開催される長野オリンピック冬季競技大会を記念するため発行するもの	白銅 千分中銅七百五十、ニッケル二百五十	形式 七・二グラム 千分中銅七百五十、ニッケル二百五十	量目 直徑二十六・五ミリメートル	七・二グラム 千分中銅七百五十、ニッケル二百五十	白銅 七・二グラム	形式 直徑二十六・五ミリメートル	七・二グラム 千分中銅七百五十、ニッケル二百五十	白銅 七・二グラム	形式 直徑二十六・五ミリメートル	七・二グラム 千分中銅七百五十、ニッケル二百五十	形式 直徑二十六・五ミリメートル
十七 五百円の貨幣のうち天皇陛下御在位十年を記念するため発行するもの	白銅 千分中銅七百五十、ニッケル二百五十	形式 七・二グラム 千分中銅七百五十、ニッケル二百五十	量目 直徑二十六・五ミリメートル	七・二グラム 千分中銅七百五十、ニッケル二百五十	白銅 七・二グラム	形式 直徑二十六・五ミリメートル	七・二グラム 千分中銅七百五十、ニッケル二百五十	白銅 七・二グラム	形式 直徑二十六・五ミリメートル	七・二グラム 千分中銅七百五十、ニッケル二百五十	形式 直徑二十六・五ミリメートル
十八 五百円の貨幣のうち平成十四年に開催されるワールドカツプサッカー大会を記念するため発行するもの	白銅 千分中銅七百二十、ニッケル二百五十	形式 七・二グラム 千分中銅七百二十、ニッケル二百五十	量目 直徑二十六・五ミリメートル	七・二グラム 千分中銅七百二十、ニッケル二百五十	白銅 七・二グラム	形式 直徑二十六・五ミリメートル	七・二グラム 千分中銅七百二十、ニッケル二百五十	白銅 七・二グラム	形式 直徑二十六・五ミリメートル	七・二グラム 千分中銅七百二十、ニッケル二百五十	形式 直徑二十六・五ミリメートル
十九 五百円の貨幣のうち平成十七年に開催される二千五年日本国際博覧会を記念するため発行するもの	ニッケル黄銅 千分中銅七百二十、ニッケル八十	形式 七グラム 千分中銅七百二十、ニッケル八十	量目 直徑二十六・五ミリメートル	ニッケル黄銅 千分中銅七百二十、ニッケル八十	ニッケル黄銅 七グラム	形式 直徑二十六・五ミリメートル	ニッケル黄銅 千分中銅七百二十、ニッケル八十	ニッケル黄銅 七グラム	形式 直徑二十六・五ミリメートル	ニッケル黄銅 千分中銅七百二十、ニッケル八十	形式 直徑二十六・五ミリメートル
	形式 七・二グラム 千分中銅七百二十、ニッケル八十	量目 直徑二十六・五ミリメートル		形式 七・二グラム 千分中銅七百二十、ニッケル八十	量目 直徑二十六・五ミリメートル		形式 七・二グラム 千分中銅七百二十、ニッケル八十	量目 直徑二十六・五ミリメートル		形式 七・二グラム 千分中銅七百二十、ニッケル八十	量目 直徑二十六・五ミリメートル

形式	品目	素材	量目	二十 五百円の貨幣のうち中部国際空港の開港を記念するため発行するもの	
				純銀	十五・六グラム
中部国際空港開港記念 500円 平成17年					
中部国際空港開港記念 500円 平成17年					
中部国際空港開港記念 500円 平成17年					
EXPO 2005 AICHI JAPAN 500 YEN					
EXPO 2005 AICHI JAPAN 500 YEN					

  	形式 量目 品位 素材 直径 年を記念するため発行するもの	五百円 五百円 五百円 五百円 五百円 五百円
  	七グラム 千分中銅七百二十、亜鉛二百、ニッケル八十 ニッケル黄銅 二十六・五ミリメートル	  
  	二十一年 五百円 五百円	  
  	二十一年 五百円 五百円	  

式形	目量	位品	材素	二十三 周年を記念するため発行するもの	式形	日量	位品
	七	千分中銅	ニッケル黄銅			七グラム	五百円の貨幣のうち日本ブラジル交流年及び日本人ブラジル移住百周年を記念するため発行するもの
	一グラム	千分中銅	ニッケル黄銅			五百円の貨幣のうち日本ブラジル交流年及び日本人ブラジル移住百周年を記念するため発行するもの	
	七	千分中銅	ニッケル黄銅			七グラム	五百円の貨幣のうち日本ブラジル交流年及び日本人ブラジル移住百周年を記念するため発行するもの
	一グラム	千分中銅	ニッケル黄銅			五百円の貨幣のうち日本ブラジル交流年及び日本人ブラジル移住百周年を記念するため発行するもの	

式形 目量 位品 材素												式形 目量 位品 材素												式形 目量 位品 材素												
				</td																																

材 素	品 位	量 目	式 形	
ニッケル黄銅、白銅及び銅 百二十五分中銅七百五十、亜鉛百二十五、ニッケル	七・一グラム	七・一グラム	七・一グラム	七・一グラム
二十九千円の貨幣のうち平成十四年に開催されるワールドカップサッカー大会を記念するため発行するもの	三十一・一グラム	直径 二十六・五ミリ メートル	     	

量目	品目	品目	形式	量目	品目	品目	形式
三十一 ・一グラム	素材 純銀	三十一 ・一グラム	直径 四十ミリメートル	三十 千円の貨幣のうち平成十五年に開催される 第五回アジア冬季競技大会を記念するため発行するもの	素材 純銀	三十一 ・一グラム	直径 四十ミリメートル
三十一 ・一千円の貨幣のうち奄美群島復帰五十周年 を記念するため発行するもの	素材 純銀	三十一 ・一千円の貨幣のうち奄美群島復帰五十周年 を記念するため発行するもの	直径 四十ミリメートル	三十 千円の貨幣のうち平成十五年に開催される 第五回アジア冬季競技大会を記念するため発行するもの	素材 純銀	三十一 ・一グラム	直径 四十ミリメートル

形式	量目	品位	素材	るもの	三十二一千円の貨幣のうち平成十七年に開催される二千五日本国際博覧会を記念するため発行するもの	
					直径	彩色
純銀	三十一・一グラム				四十ミリメートル	白色、黒色、青色、紫色
EXPO 2005 AICHI JAPAN	1000 YEN	EXPO 2005 AICHI JAPAN	EXPO 2005 AICHI JAPAN	EXPO 2005 AICHI JAPAN	四十ミリメートル	赤色、オレンジ色、黄色、黄緑色及び緑色
EXPO 2005 AICHI JAPAN	1000 YEN	EXPO 2005 AICHI JAPAN	EXPO 2005 AICHI JAPAN	EXPO 2005 AICHI JAPAN	四十ミリメートル	青色、白色、灰色及び

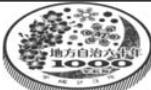
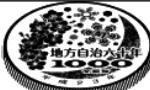
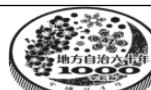
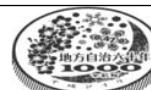
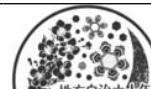
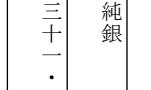
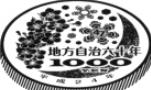
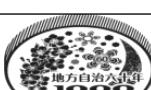
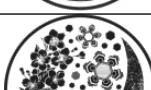
三十五 千円の貨幣のうち地方自治法施行六十周年を記念するため発行するもの

目量	位品	材素	式形			目量	位品	材素	式形			目量	位品	材素
三十一・一グラム	純銀	銀			三十一・一グラム			三十一・一グラム			三十一・一グラム			
			色彩	径直		色彩	径直		色彩	径直		色彩	径直	
			色及 黄茶 赤青 黑白 び土 色色 色色 綠色、	トリ四 ルメ十 一ミ		色及 黄青 青水 黑白 び綠 紫色 色色 綠色、	トリ四 ルメ十 一ミ		色及 赤 水 青 黑白 び 綠 色 及 綠色、	トリ四 ルメ十 一ミ		色及 黃 水 青 黑白 び 綠 色 及 黃色、	トリ四 ルメ十 一ミ	
式形	目量	位品	材素	式形			式形	目量	位品	材素	式形			
	三十一・一グラム	純銀			三十一・一グラム			三十一・一グラム			三十一・一グラム			
径直			色彩	径直		色彩	径直		色彩	径直		色彩	径直	
トリ四 ルメ十 一ミ			色及 黄青 青水 黑白 び綠 紫色 色色 綠色、	トリ四 ルメ十 一ミ		色及 黃 水 青 黑白 び 綠 色 及 黃色、	トリ四 ルメ十 一ミ		色及 黃 水 青 黑白 び 綠 色 及 黃色、	トリ四 ルメ十 一ミ		色及 黃 水 青 黑白 び 綠 色 及 黃色、	トリ四 ルメ十 一ミ	
式形	目量	位品	材素	式形			式形	目量	位品	材素	式形			
	三十一・一グラム	純銀			三十一・一グラム			三十一・一グラム			三十一・一グラム			
径直			色彩	径直		色彩	径直		色彩	径直		色彩	径直	
トリ四 ルメ十 一ミ			色及 黃ジオ 紫青 青水 黑白 び綠 色レ 紫色 色色 綠色、	トリ四 ルメ十 一ミ		色及 黃 水 青 黑白 び 綠 色 及 黃色、	トリ四 ルメ十 一ミ		色及 黃 水 青 黑白 び 綠 色 及 黃色、	トリ四 ルメ十 一ミ		色及 黃 水 青 黑白 び 綠 色 及 黃色、	トリ四 ルメ十 一ミ	
式形	目量	位品	材素	式形			式形	目量	位品	材素	式形			
	三十一・一グラム	純銀			三十一・一グラム			三十一・一グラム			三十一・一グラム			
色彩			色彩	径直		色彩	径直		色彩	径直		色彩	径直	
ビ 緑 色 及 黃 色 、 ン 、			ビ 茶 青 白 及 綠 色 、	トリ四 ルメ十 一ミ		ビ 茶 青 白 及 綠 色 、	トリ四 ルメ十 一ミ		ビ 茶 青 白 及 綠 色 、	トリ四 ルメ十 一ミ		ビ 茶 青 白 及 綠 色 、	トリ四 ルメ十 一ミ	

位品	材素	式形	目量	位品	材素	式形	目量	位品	材素			
純銀	銀		三十一・一グラム	純銀	銀		三十一・一グラム	純銀	銀			
		色彩	径直			色彩	径直					
		び緑色 綠色 及黃色	色ビ 、ン色 、 ク、	青 色 、 、 、	水 色 、 、 、	黒 白 、 、 、	トリ ルメ 十 ミ	茶 綠色 及	青 色 、 、 、	白 色 、 、 、	トリ ルメ 十 ミ	王 色 及 黃色

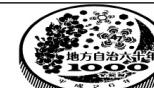
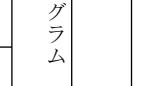
目量	位品	材素	式形	目量	位品	材素	式形	目量
三十一・一グラム	純銀	銀		三十一・一グラム	純銀	銀		三十一・一グラム
			色彩	径直			色彩	径直
			び 黄 赤 青 黑 灰 白 緑 色 色 色 色 色 色 及 、 、 、 、 、	トリ 四 ル メ 十 ミ			び 緑 色 色 色 色 緑 色 、 、 ン 、 、 色 及 黄 黄 ジオ 茶 赤 ミ	トリ 四 ル メ 十 ミ

式形	目量	位品	材素	式形	目量	位品	材素	式形	
	三十一・一グラム	純銀	銀		三十一・一グラム	純銀	銀		
径直				色彩	径直			色彩	径直
トリ四 ルメ十 ミニ				び茶 緑色 及	青 紫色 色	青 色	水 色	白 色	トリ四 ルメ十 ミニ

式形				目量	位品	材素	式形				目量	位品	材素
		三十一・一グラム	純銀			三十一・一グラム	純銀			三十一・一グラム	純銀		
色彩	径直			色彩	径直		色彩	径直		色彩	径直		色彩
才茶赤青黒灰白 レ色色色色色 ン、、、、、、	トリ四 ルメ十 一ミ			びジオ赤青黒白 黄色及 ン、、、、、	トリ四 ルメ十 一ミ		び緑色 色及 黄、	水黒灰白 色、シ色色 ク、、、、		び黄ジ 緑色 色及			
式形				目量	位品	材素	式形				目量	位品	材素
		三十一・一グラム	純銀			三十一・一グラム	純銀			三十一・一グラム	純銀		
色彩	径直			色彩	径直		色彩	径直		色彩	径直		色彩
色色色ビ紫青水黒白 、、ン色色色色 黄茶赤ク、、、、、	トリ四 ルメ十 一ミ			色及黄ジオ赤水黒灰白 び緑色色レ色色色 綠色、、ン、、、、、	トリ四 ルメ十 一ミ		色及黄ジ 緑色 色及			色及黄 ビ緑色 色綠			
式形				目量	位品	材素	式形				目量	位品	材素
		三十一・一グラム	純銀			三十一・一グラム	純銀			三十一・一グラム	純銀		
色彩	径直			色彩	径直		色彩	径直		色彩	径直		色彩
色及黄黄茶赤水白 び緑色土色色色 綠色、、色、、、、	トリ四 ルメ十 一ミ			色及黄赤青黒灰白 び土色色色色 黃色、、、、、、	トリ四 ルメ十 一ミ		色及黄 ビ緑色 色綠			色及黄 ビ緑色 色綠			
式形				目量	位品	材素	式形				目量	位品	材素
		三十一・一グラム	純銀			三十一・一グラム	純銀			三十一・一グラム	純銀		
色彩	径直			色彩	径直		色彩	径直		色彩	径直		色彩
び黄茶赤青水黑白 緑色色色紫色色 及、、色、、、、、	トリ四 ルメ十 一ミ			色及黄赤青水黑白 び緑色色色色 綠色、、、、、、	トリ四 ルメ十 一ミ		色及黄 ビ緑色 色綠			色及黄 ビ緑色 色綠			

位品	材素	式形	目量	位品	材素	式形	目量
純銀	銀		三十一・一グラム	純銀	銀		三十一・一グラム
							
							
		色彩	径直			色彩	径直
色及黃 び綠色 綠色	ジオ レ ン	黄茶 土色 色、	赤青 色、	黒灰 色、	白 色、	トリ ル ミ	四 メ ニ

目量	位品	材素	式形	目量	位品	材素	式形											
三十一・一グラム	純銀	銀	 	三十一・一グラム	純銀	銀	 											
			 				 											
			色彩	径直			色彩	径直										
			色及黃 び綠 色、 綠色、	黄 土色、 赤	紫色 、ン 色、 ク、	青 色、 、	黒 色、 、	灰色 、	白色 、	トリ ルメ 十 ミ	色及黃 び土 色、 綠色、	赤 紫色 、	青 色、 、	水 色、 、	黑色 、	灰色 、	白色 、	トリ ルメ 十 ミ

式形	目量	位品	材素	式形	目量	位品	材素	式形
	三十一・一グラム	純銀	銀			三十一・一グラム	純銀	銀
	径直					径直		
			色彩			色彩		
トリ四 ルメ十 ニミ			色及黃茶青黑灰 び綠色綠色色、 綠色、	トリ四 ルメ十 ニミ		色及黃水青黑灰 び綠色綠色色、 綠色、	トリ四 ルメ十 ニミ	

式形	目量	位品	材素	式形	目量	位品	材素
	三十一	・	銀 純銀		三十一	・	銀 純銀
	一	グラム			一	グラム	
	一	千			一	千	
色彩	径直	色彩	径直	色彩	径直	色彩	径直
黄 色 、 黄 茶 色 、 青 色 、 水 色 、 青 色 、 黑 色 、 灰 色 、 白 色	トリ ル メ 十 一 ミ	黄 色 及 其 他 之 類 物 質	茶 色 及 其 他 之 類 物 質	青 色 及 其 他 之 類 物 質	黑 色 及 其 他 之 類 物 質	灰 色 及 其 他 之 類 物 質	白 色 及 其 他 之 類 物 質

目 量	位 品	材 素	式 形	目 量	位 品	材 素				
三十一 ・一 グラム	純 銀	銀			三十一 ・一 グラム	純 銀				
							色彩			
色及黃 び綠色、	黃 土色、	茶 色、	赤 色、	青 色、	水 色、	青 色、	黒 色、	灰 色、	白 色、	トリ ルメ 十 一 ミ
色及黃 び綠色、	黃 土色、	茶 色、	赤 色、	青 色、	水 色、	青 色、	黒 色、	灰 色、	白 色、	色彩

材 素	式 形	目 量	位 品	材 素	式 形
銀		三十一	純 銀	銀	
		一 グ ラ ム			
				色 彩	径 直
色 及 黄 黄 土 色 色 ピ 青 白 び 緑 色 色 、 ン 綠 色 綠 色 、 、 黄 赤 ク 色 、	トリ 四 ル メ 十 一 ミ			色 及 黄 黄 茶 赤 紫 色 ピ 紫 青 水 青 黑 灰 白 び 緑 色 色 色 、 ン 色 紫 紫 色 紫 色 色 色 綠 色 、 、 、 赤 ク 色 、 、 、	トリ 四 ル メ 十 一 ミ

目量	位品	材素	式形	目量	位品	材素	式形	目量	位品					
三十一・一グラム	純銀	銀			三十一・一グラム	純銀			三十一・一グラム	純銀				
			色彩	径直			色彩	径直						
			色及黃 び綠 色、 綠色、	黄茶青水 土色色色 、、、、	青 色、 、、、、	灰 色、 、、、、	白 色、 、、、、	トリ ルメ 十 ミ	色及黃 び綠 色、 綠色、	黄青水 土色色 、、、、	青 色、 、、、、	灰 色、 、、、、	白 色、 、、、、	トリ ルメ 十 ミ

		式形			
量目	品目	素材	品位	量目	形式
三十一・一グラム	銀合金	千分中銀九百二十五、銅七十五	三十一・一グラム	四十ミリメートル	直径
三十七 十三年三月十一日 震及びこれに伴う原 子力発電所の事故 をいう。(以下同じ。) 記念するため発行するもの	銀	三十六 千円の貨幣のうち平成二十四年に開催される第六十七回国際通貨基金・世界銀行年次総会を記念するため発行するもの	銀合金	四十四ミリメートル	径直
三十七 十三年三月十一日 震及びこれに伴う原 子力発電所の事故 をいう。(以下同じ。) 記念するため発行するもの	純銀	三十六 千円の貨幣のうち平成二十四年に開催される第六十七回国際通貨基金・世界銀行年次総会を記念するため発行するもの	銀合金	四十四ミリメートル	径直

形式	量目	素材	品位	形式	量目	素材	品位	形式
三十一・一グラム	純銀	三十一・一グラム	純銀	三十一・一グラム	純銀	三十一・一グラム	純銀	三十一・一グラム
彩色 直徑 四十四ミリメートル	白色、黑色、水色、赤色、茶色、黃土色、黃色及 綠色			彩色 直徑 四十ミリメートル	白色、黑色、水色、青色、紫色、ピンク色、赤色、オレンジ色、黃色、黃綠色及 綠色			彩色 直徑 四十四ミリメートル
量目	品位	量目	品位	量目	品位	量目	品位	量目

形式 三十八 年を記念するため発行するもの	量目 三十一・一グラム	素材 純銀	形式 三十一・一グラム	量目 三十一・一グラム	素材 純銀	形式 三十九 ク競技大会を記念するため発行するもの
直徑 四十分ミリメートル 彩色 白色、灰色、黒色、 青色、青紫色、 ンク色、黄土色、 黄緑色及び緑色 黄色、水			直徑 四十分ミリメートル 彩色 白色及びピンク色			直徑 四十分ミリメートル 東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行するもの
形式 三十一・一グラム	量目 三十一・一グラム	素材 純銀	形式 三十一・一グラム	量目 三十一・一グラム	素材 純銀	形式 三十一・一グラム
直徑 四十分ミリメートル 彩色 白色、青色、青紫色、 ンク色、黄色、 土色、赤色、 及 び 綠 色 黄色、黄			直徑 四十分ミリメートル 彩色 白色、黒色、青色、 青紫色、ピンク色、 赤色、黄土色、 黄緑色及び緑色 黄色、			直徑 四十分ミリメートル 東京2020オリンピック競技大会 TOKYO 2020 OLYMPIC GAMES 平成30年 1000YEN・平成26年
形式 二	量目 三十一・一グラム	素材 純銀	形式 三十一・一グラム	量目 三十一・一グラム	素材 純銀	形式 三十一・一グラム
直徑 四十分ミリメートル 彩色 白色、青色、青紫色、 赤色及び緑色 黄色、			直徑 四十分ミリメートル 彩色 白色、黒色、青色、 青紫色、赤色、 及 び 綠 色 黄色、			直徑 四十分ミリメートル 東京2020パラリンピック競技大会 TOKYO 2020 PARALYMPIC GAMES 平成30年 1000YEN・平成26年
形式 一	量目 三十一・一グラム	素材 純銀	形式 三十一・一グラム	量目 三十一・一グラム	素材 純銀	形式 三十一・一グラム
直徑 四十分ミリメートル 彩色 白色、青色、青紫色、 赤色及び緑色 黄色、			直徑 四十分ミリメートル 彩色 白色、黒色、青色、 青紫色、赤色、 及 び 綠 色 黄色、			直徑 四十分ミリメートル 東京2020オリンピック競技大会 TOKYO 2020 OLYMPIC GAMES 平成31年 1000YEN・平成27年

形式	量目	素材	品位	ト
三十一・一グラム	銀	純銀	ト	三十一・一グラム
彩色 直径四十ミリメートル 白色、黒色、青色、 及び緑色	及 び 青 紫 色 及 び 綠 色	及 び 青 紫 色 及 び 綠 色	及 び 青 紫 色 及 び 綠 色	及 び 青 紫 色 及 び 綠 色

形式	量目	素材	品位	チ
三十一・一グラム	銀	純銀	チ	三十一・一グラム
彩色 直径四十ミリメートル 白色、青色、 及び緑色	及 び 青 紫 色 及 び 綠 色	及 び 青 紫 色 及 び 綠 色	及 び 青 紫 色 及 び 綠 色	及 び 青 紫 色 及 び 綠 色

形式	量目	素材	品位	ヌ
三十一・一グラム	銀	純銀	ヌ	三十一・一グラム
彩色 直径四十ミリメートル 白色、黒色、青色、 及び緑色	及 び 青 紫 色 及 び 綠 色	及 び 青 紫 色 及 び 綠 色	及 び 青 紫 色 及 び 綠 色	及 び 青 紫 色 及 び 綠 色

ワ	量目	素材	品位	ヲ
純銀	三十一・一グラム	銀	純銀	三十一・一グラム
彩色 直径四十ミリメートル 白色、青色、 及び緑色	及 び 青 紫 色 及 び 綠 色	及 び 青 紫 色 及 び 綠 色	及 び 青 紫 色 及 び 綠 色	及 び 青 紫 色 及 び 綠 色

量目三十一・一グラム	形式	力	量目	形式
彩色 白色、黒色、青色、 青紫色、赤色、黄色 及び緑色	直径 四十ミリメートル	力 素材 品位 純銀	量目 三十一・一グラム	形 式
				

四十 千円の貨幣のうち平成二十九年に開催される第八回アジア冬季競技大会を記念するため発行するもの

		四十 千円の貨幣のうち平成二十九年に開催さ れる第八回アジア冬季競技大会を記念するため発行 するもの	
形式	量目	品目	素材
三十一・一グラム	三十一・一グラム	純銀	純銀
直径四十四ミリメートル	直径四十四ミリメートル	彩色 黒色、水色、青紫色及 び赤色	彩色 白色、灰色、黑色、青 色、水色、青色、青 色、茶色、黃土色、 黃綠色及び綠色
四十一 年を記念するため発行するもの			

四十二 千円の貨幣のうち明治一五〇年を記念するため発行するもの

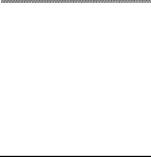
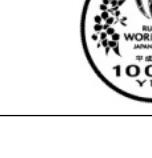
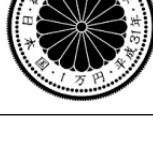
形式	品目	素材	品位	量目	形式	量目	素材	品位	量目
	三十一・一グラム	銀	純銀	日本国 千円		三十一・一グラム	銀	純銀	日本国 一千円 平成30年
彩色 赤色	直径 四十四ミリメートル	彩色 白色、黑色、灰色、水 色、青色、青紫色及び	直徑 四十ミリメートル	彩色 白色、灰色、黑色、青 色、紫色、赤色、茶色、黃	四十三 千円の貨幣のうち令和元年に開催されるラグビーワールドカップ大会を記念するため発行するもの	四十二 千円の貨幣のうち明治一五〇年を記念するため発行するもの	四十二 千円の貨幣のうち明治一五〇年を記念するため発行するもの	四十二 千円の貨幣のうち明治一五〇年を記念するため発行するもの	四十二 千円の貨幣のうち明治一五〇年を記念するため発行するもの

四十四 千円の貨幣のうち郵便制度百五十周年を記念するため発行するもの

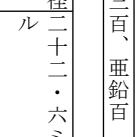
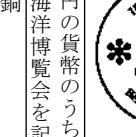
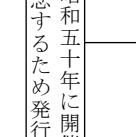
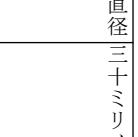
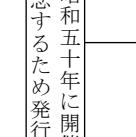
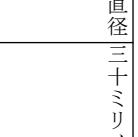
<p>四十六 千円の貨幣のうち沖縄復帰五十周年を記念するため発行するもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>形式</th><th>量目</th><th>品位</th><th>素材</th><th>直徑</th><th>彩色</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三十一・一グラム</td><td>三十一・一グラム</td><td>純銀</td><td>銀</td><td>四十ミリメートル</td><td>白色、青紫色、水色、青色、黄色及び緑色</td></tr> <tr> <td>三十一・一グラム</td><td>三十一・一グラム</td><td>純銀</td><td>銀</td><td>四十ミリメートル</td><td>白色、青紫色、水色、青色、黄色及び緑色</td></tr> </tbody> </table> <p>四十七 千円の貨幣のうち鐵道開業百五十周年を記念するため発行するもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>形式</th><th>量目</th><th>品位</th><th>素材</th><th>直徑</th><th>彩色</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三十一・一グラム</td><td>三十一・一グラム</td><td>純銀</td><td>銀</td><td>四十ミリメートル</td><td>白色、青色、赤色、黒色、黄土色及び緑色</td></tr> <tr> <td>三十一・一グラム</td><td>三十一・一グラム</td><td>純銀</td><td>銀</td><td>四十ミリメートル</td><td>白色、青色、赤色、茶色、黄色及び緑色</td></tr> </tbody> </table>	形式	量目	品位	素材	直徑	彩色	三十一・一グラム	三十一・一グラム	純銀	銀	四十ミリメートル	白色、青紫色、水色、青色、黄色及び緑色	三十一・一グラム	三十一・一グラム	純銀	銀	四十ミリメートル	白色、青紫色、水色、青色、黄色及び緑色	形式	量目	品位	素材	直徑	彩色	三十一・一グラム	三十一・一グラム	純銀	銀	四十ミリメートル	白色、青色、赤色、黒色、黄土色及び緑色	三十一・一グラム	三十一・一グラム	純銀	銀	四十ミリメートル	白色、青色、赤色、茶色、黄色及び緑色	<p>四十八 千円の貨幣のうち令和七年に開催される二千二十五年日本国際博覧会を記念するため発行するもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>形式</th><th>量目</th><th>品位</th><th>素材</th><th>直徑</th><th>彩色</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三十一・一グラム</td><td>三十一・一グラム</td><td>純銀</td><td>銀</td><td>四十ミリメートル</td><td>白色、青色、灰色、黑色、水色、茶色及び緑色</td></tr> <tr> <td>三十一・一グラム</td><td>三十一・一グラム</td><td>純銀</td><td>銀</td><td>四十ミリメートル</td><td>白色、青色、灰色、黑色、水色、茶色及び緑色</td></tr> </tbody> </table>	形式	量目	品位	素材	直徑	彩色	三十一・一グラム	三十一・一グラム	純銀	銀	四十ミリメートル	白色、青色、灰色、黑色、水色、茶色及び緑色	三十一・一グラム	三十一・一グラム	純銀	銀	四十ミリメートル	白色、青色、灰色、黑色、水色、茶色及び緑色	<p>四十九 千円の貨幣のうち国立公園制度百周年を記念するため発行するもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>形式</th><th>量目</th><th>品位</th><th>素材</th><th>直徑</th><th>彩色</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三十一・一グラム</td><td>三十一・一グラム</td><td>純銀</td><td>銀</td><td>四十ミリメートル</td><td>白色、青色、青紫色、黑色、茶色及び緑色</td></tr> <tr> <td>三十一・一グラム</td><td>三十一・一グラム</td><td>純銀</td><td>銀</td><td>四十ミリメートル</td><td>白色、青色、青紫色、黑色、茶色及び緑色</td></tr> </tbody> </table>	形式	量目	品位	素材	直徑	彩色	三十一・一グラム	三十一・一グラム	純銀	銀	四十ミリメートル	白色、青色、青紫色、黑色、茶色及び緑色	三十一・一グラム	三十一・一グラム	純銀	銀	四十ミリメートル	白色、青色、青紫色、黑色、茶色及び緑色
形式	量目	品位	素材	直徑	彩色																																																																					
三十一・一グラム	三十一・一グラム	純銀	銀	四十ミリメートル	白色、青紫色、水色、青色、黄色及び緑色																																																																					
三十一・一グラム	三十一・一グラム	純銀	銀	四十ミリメートル	白色、青紫色、水色、青色、黄色及び緑色																																																																					
形式	量目	品位	素材	直徑	彩色																																																																					
三十一・一グラム	三十一・一グラム	純銀	銀	四十ミリメートル	白色、青色、赤色、黒色、黄土色及び緑色																																																																					
三十一・一グラム	三十一・一グラム	純銀	銀	四十ミリメートル	白色、青色、赤色、茶色、黄色及び緑色																																																																					
形式	量目	品位	素材	直徑	彩色																																																																					
三十一・一グラム	三十一・一グラム	純銀	銀	四十ミリメートル	白色、青色、灰色、黑色、水色、茶色及び緑色																																																																					
三十一・一グラム	三十一・一グラム	純銀	銀	四十ミリメートル	白色、青色、灰色、黑色、水色、茶色及び緑色																																																																					
形式	量目	品位	素材	直徑	彩色																																																																					
三十一・一グラム	三十一・一グラム	純銀	銀	四十ミリメートル	白色、青色、青紫色、黑色、茶色及び緑色																																																																					
三十一・一グラム	三十一・一グラム	純銀	銀	四十ミリメートル	白色、青色、青紫色、黑色、茶色及び緑色																																																																					
<p>五十 千円の貨幣のうち瀬戸内海国立公園を記念するため発行するもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>形式</th><th>量目</th><th>品位</th><th>素材</th><th>直徑</th><th>彩色</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三十一・一グラム</td><td>三十一・一グラム</td><td>純銀</td><td>銀</td><td>四十ミリメートル</td><td>白色、青色、青紫色、ピーチ色、茶色及び黄色</td></tr> <tr> <td>三十一・一グラム</td><td>三十一・一グラム</td><td>純銀</td><td>銀</td><td>四十ミリメートル</td><td>白色、青色、青紫色、ピーチ色、茶色及び黄色</td></tr> </tbody> </table>	形式	量目	品位	素材	直徑	彩色	三十一・一グラム	三十一・一グラム	純銀	銀	四十ミリメートル	白色、青色、青紫色、ピーチ色、茶色及び黄色	三十一・一グラム	三十一・一グラム	純銀	銀	四十ミリメートル	白色、青色、青紫色、ピーチ色、茶色及び黄色	<p>五十一 千円の貨幣のうち阿蘇くじま国定公園を記念するため発行するもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>形式</th><th>量目</th><th>品位</th><th>素材</th><th>直徑</th><th>彩色</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三十一・一グラム</td><td>三十一・一グラム</td><td>純銀</td><td>銀</td><td>四十ミリメートル</td><td>白色、青色、青紫色、オレンジ色及び緑色</td></tr> <tr> <td>三十一・一グラム</td><td>三十一・一グラム</td><td>純銀</td><td>銀</td><td>四十ミリメートル</td><td>白色、青色、青紫色、オレンジ色及び緑色</td></tr> </tbody> </table>	形式	量目	品位	素材	直徑	彩色	三十一・一グラム	三十一・一グラム	純銀	銀	四十ミリメートル	白色、青色、青紫色、オレンジ色及び緑色	三十一・一グラム	三十一・一グラム	純銀	銀	四十ミリメートル	白色、青色、青紫色、オレンジ色及び緑色	<p>五十二 千円の貨幣のうち白山国立公園を記念するため発行するもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>形式</th><th>量目</th><th>品位</th><th>素材</th><th>直徑</th><th>彩色</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三十一・一グラム</td><td>三十一・一グラム</td><td>純銀</td><td>銀</td><td>四十ミリメートル</td><td>白色、青色、青紫色、オレンジ色及び緑色</td></tr> <tr> <td>三十一・一グラム</td><td>三十一・一グラム</td><td>純銀</td><td>銀</td><td>四十ミリメートル</td><td>白色、青色、青紫色、オレンジ色及び緑色</td></tr> </tbody> </table>	形式	量目	品位	素材	直徑	彩色	三十一・一グラム	三十一・一グラム	純銀	銀	四十ミリメートル	白色、青色、青紫色、オレンジ色及び緑色	三十一・一グラム	三十一・一グラム	純銀	銀	四十ミリメートル	白色、青色、青紫色、オレンジ色及び緑色																		
形式	量目	品位	素材	直徑	彩色																																																																					
三十一・一グラム	三十一・一グラム	純銀	銀	四十ミリメートル	白色、青色、青紫色、ピーチ色、茶色及び黄色																																																																					
三十一・一グラム	三十一・一グラム	純銀	銀	四十ミリメートル	白色、青色、青紫色、ピーチ色、茶色及び黄色																																																																					
形式	量目	品位	素材	直徑	彩色																																																																					
三十一・一グラム	三十一・一グラム	純銀	銀	四十ミリメートル	白色、青色、青紫色、オレンジ色及び緑色																																																																					
三十一・一グラム	三十一・一グラム	純銀	銀	四十ミリメートル	白色、青色、青紫色、オレンジ色及び緑色																																																																					
形式	量目	品位	素材	直徑	彩色																																																																					
三十一・一グラム	三十一・一グラム	純銀	銀	四十ミリメートル	白色、青色、青紫色、オレンジ色及び緑色																																																																					
三十一・一グラム	三十一・一グラム	純銀	銀	四十ミリメートル	白色、青色、青紫色、オレンジ色及び緑色																																																																					

五十 一千円の貨幣のうち平成二年に開催される 国際花と緑の博覧会を記念するため発行するもの	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">形式</td><td style="width: 50%;"></td></tr> <tr> <td></td><td>品目三十一・一グラム</td></tr> <tr> <td></td><td>品目三十一・一グラム</td></tr> <tr> <td>素材純銀 量目四十ミリメートル 直徑四十五ミリメートル 彩色白色、灰色、黒色、青 色、青紫色、ピンク色、青 赤色、茶色、黄色、黄 緑色及び緑色</td><td>素材純銀 量目十五ミリメートル 直徑四十ミリメートル 彩色白色、青紫色、黒色、青 色、青土色、ピンク色、青 赤色、黃土色、黃綠色</td></tr> </table>	形式			品目三十一・一グラム		品目三十一・一グラム	素材純銀 量目四十ミリメートル 直徑四十五ミリメートル 彩色白色、灰色、黒色、青 色、青紫色、ピンク色、青 赤色、茶色、黄色、黄 緑色及び緑色	素材純銀 量目十五ミリメートル 直徑四十ミリメートル 彩色白色、青紫色、黒色、青 色、青土色、ピンク色、青 赤色、黃土色、黃綠色
形式									
	品目三十一・一グラム								
	品目三十一・一グラム								
素材純銀 量目四十ミリメートル 直徑四十五ミリメートル 彩色白色、灰色、黒色、青 色、青紫色、ピンク色、青 赤色、茶色、黄色、黄 緑色及び緑色	素材純銀 量目十五ミリメートル 直徑四十ミリメートル 彩色白色、青紫色、黒色、青 色、青土色、ピンク色、青 赤色、黃土色、黃綠色								
五十一 五千円の貨幣のうち裁判所制度百周年を 記念するため発行するもの	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">形式</td><td style="width: 50%;"></td></tr> <tr> <td></td><td>品目十五グラム</td></tr> <tr> <td></td><td>品目十五グラム</td></tr> <tr> <td>素材銀合金 量目千分中銀九百二十五、銅七十五 直徑三十ミリメートル 縁の刻印</td><td>素材銀合金 品目十五ミリメートル 直徑三十ミリメートル 縁の刻印</td></tr> </table>	形式			品目十五グラム		品目十五グラム	素材銀合金 量目千分中銀九百二十五、銅七十五 直徑三十ミリメートル 縁の刻印	素材銀合金 品目十五ミリメートル 直徑三十ミリメートル 縁の刻印
形式									
	品目十五グラム								
	品目十五グラム								
素材銀合金 量目千分中銀九百二十五、銅七十五 直徑三十ミリメートル 縁の刻印	素材銀合金 品目十五ミリメートル 直徑三十ミリメートル 縁の刻印								
五十二 五千円の貨幣のうち議会開設百周年を記 念するため発行するもの	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">形式</td><td style="width: 50%;"></td></tr> <tr> <td></td><td>品目十五グラム</td></tr> <tr> <td></td><td>品目十五ミリメートル</td></tr> <tr> <td>素材銀合金 量目千分中銀九百二十五、銅七十五 直徑三十ミリメートル 縁の刻印</td><td>素材銀合金 品目十五ミリメートル 直徑三十ミリメートル 縁の刻印</td></tr> </table>	形式			品目十五グラム		品目十五ミリメートル	素材銀合金 量目千分中銀九百二十五、銅七十五 直徑三十ミリメートル 縁の刻印	素材銀合金 品目十五ミリメートル 直徑三十ミリメートル 縁の刻印
形式									
	品目十五グラム								
	品目十五ミリメートル								
素材銀合金 量目千分中銀九百二十五、銅七十五 直徑三十ミリメートル 縁の刻印	素材銀合金 品目十五ミリメートル 直徑三十ミリメートル 縁の刻印								
五十三 五千円の貨幣のうち皇太子徳仁親王の婚 姻を記念するため発行するもの	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">形式</td><td style="width: 50%;"></td></tr> <tr> <td></td><td>品目十五グラム</td></tr> <tr> <td></td><td>品目十五ミリメートル</td></tr> <tr> <td>素材銀 量目十五グラム 直徑三十ミリメートル</td><td>素材銀 品目十五ミリメートル 直徑三十ミリメートル</td></tr> </table>	形式			品目十五グラム		品目十五ミリメートル	素材銀 量目十五グラム 直徑三十ミリメートル	素材銀 品目十五ミリメートル 直徑三十ミリメートル
形式									
	品目十五グラム								
	品目十五ミリメートル								
素材銀 量目十五グラム 直徑三十ミリメートル	素材銀 品目十五ミリメートル 直徑三十ミリメートル								
五十四 五千円の貨幣のうち平成十年に開催され る長野オリンピック冬季競技大会を記念するため 発行するもの	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">形式</td><td style="width: 50%;"></td></tr> <tr> <td></td><td>品目十五グラム</td></tr> <tr> <td></td><td>品目十五ミリメートル</td></tr> <tr> <td>素材銀合金 量目千分中銀九百二十五、銅七十五 直徑三十ミリメートル</td><td>素材銀合金 品目十五ミリメートル 直徑三十ミリメートル</td></tr> </table>	形式			品目十五グラム		品目十五ミリメートル	素材銀合金 量目千分中銀九百二十五、銅七十五 直徑三十ミリメートル	素材銀合金 品目十五ミリメートル 直徑三十ミリメートル
形式									
	品目十五グラム								
	品目十五ミリメートル								
素材銀合金 量目千分中銀九百二十五、銅七十五 直徑三十ミリメートル	素材銀合金 品目十五ミリメートル 直徑三十ミリメートル								
五十五 五千円の貨幣のうち近代通貨制度百五十 周年を記念するため発行するもの	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">形式</td><td style="width: 50%;"></td></tr> <tr> <td></td><td>品目七・ハグラム</td></tr> <tr> <td></td><td>品目七・ハグラム</td></tr> <tr> <td>素材金 量目千分中銀九百二十五、銅七十五 直徑二十ミリメートル</td><td>素材銀合金 品目十五グラム 直徑三十ミリメートル</td></tr> </table>	形式			品目七・ハグラム		品目七・ハグラム	素材金 量目千分中銀九百二十五、銅七十五 直徑二十ミリメートル	素材銀合金 品目十五グラム 直徑三十ミリメートル
形式									
	品目七・ハグラム								
	品目七・ハグラム								
素材金 量目千分中銀九百二十五、銅七十五 直徑二十ミリメートル	素材銀合金 品目十五グラム 直徑三十ミリメートル								

五十六 一万円の貨幣のうち平成十年に開催され る長野オリンピック冬季競技大会を記念するため 発行するもの	十五・六グラム 純金 量目	金 素材 形式	十五・六グラム 純金 量目	金 素材 形式	十五・六グラム 純金 量目	金 素材 形式	
		直径 二十六ミリメートル		直径 二十六ミリメートル		直径 二十六ミリメートル	
五十七 一万円の貨幣のうち天皇陛下御在位十年 を記念するため発行するもの	二十グラム 純金 量目	金 素材 形式	二十グラム 純金 量目	金 素材 形式	二十グラム 純金 量目	金 素材 形式	
		直径 二十六ミリメートル		直径 二十八ミリメートル		直径 二十六ミリメートル	
五十八 一万円の貨幣のうち平成十四年に開催さ れるワールドカップサッカー大会を記念するため 発行するもの	十五・六グラム 純金 量目	金 素材 形式	十五・六グラム 純金 量目	金 素材 形式	十五・六グラム 純金 量目	金 素材 形式	
		直径 二十六ミリメートル		直径 二十八ミリメートル		直径 二十六ミリメートル	
五十九 一万円の貨幣のうち平成十七年に開催さ れる二千五百年日本国際博覧会を記念するため発行 するもの	十五・六グラム 純金 量目	金 素材 形式	十五・六グラム 純金 量目	金 素材 形式	十五・六グラム 純金 量目	金 素材 形式	
		直径 二十六ミリメートル		直径 二十六ミリメートル		直径 二十六ミリメートル	
六十 一万円の貨幣のうち天皇陛下御在位二十 年を記念するため発行するもの	二十グラム 純金 量目	金 素材 形式					
		直径 二十八ミリメートル		直径 二十八ミリメートル		直径 二十八ミリメートル	
六十一 一万円の貨幣のうち東日本大震災からの 復興に関する事業を記念するため発行するもの	十五・六グラム 純金 量目	金 素材 形式	十五・六グラム 純金 量目	金 素材 形式	十五・六グラム 純金 量目	金 素材 形式	
		直径 二十六ミリメートル		直径 二十六ミリメートル		直径 二十八ミリメートル	

形式	量目	品位	素材	形式	量目	品位	素材	形式
	十五・六グラム	純金	金		十五・六グラム	純金	金	
直径 二十六ミリメートル					直径 二十六ミリメートル	純金	金	
								直径 二十六ミリメートル
	十五・六グラム	純金	金		十五・六グラム	純金	金	
直径 二十六ミリメートル					直径 二十六ミリメートル	純金	金	
								直径 二十六ミリメートル
	二十グラム	純金	金		二十グラム	純金	金	
直径 二十八ミリメートル					直径 二十八ミリメートル	純金	金	
								直径 二十八ミリメートル
	二十九グラム	純金	金		二十九グラム	純金	金	
直径 二十八ミリメートル					直径 二十八ミリメートル	純金	金	
								直径 二十八ミリメートル

<table border="1"> <tr> <td>形式</td><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td><td>形式</td><td colspan="3"></td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td></td><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td><td></td><td colspan="3"></td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td>量目</td><td>十五・六グラム</td><td>品位</td><td>純金</td><td>素材</td><td>金</td><td>量目</td><td>十五・六グラム</td><td>品位</td><td>純金</td><td>素材</td><td>金</td></tr> </table> <p>六十六 一万円の貨幣のうち郵便制度百五十周年を記念するため発行するもの</p>												形式							形式																			量目	十五・六グラム	品位	純金	素材	金	量目	十五・六グラム	品位	純金	素材	金		
形式							形式																																												
量目	十五・六グラム	品位	純金	素材	金	量目	十五・六グラム	品位	純金	素材	金																																								
直径	二十六ミリメートル	直径	二十六ミリメートル	直径	二十六ミリメートル	直径	二十六ミリメートル	直径	二十六ミリメートル	直径	二十六ミリメートル																																								
<table border="1"> <tr> <td>形式</td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> <td>形式</td> <td colspan="3"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> <td></td> <td colspan="3"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>量目</td> <td>一グラム</td> <td>品位</td> <td>純金</td> <td>素材</td> <td>アルミニウム</td> <td>量目</td> <td>十五・六グラム</td> <td>品位</td> <td>純金</td> <td>素材</td> <td>金</td> </tr> </table> <p>六十八 一万円の貨幣のうち沖縄復帰五十周年を記念するため発行するもの</p>												形式							形式																			量目	一グラム	品位	純金	素材	アルミニウム	量目	十五・六グラム	品位	純金	素材	金		
形式							形式																																												
量目	一グラム	品位	純金	素材	アルミニウム	量目	十五・六グラム	品位	純金	素材	金																																								
直径	二十二ミリメートル	直径	二十六ミリメートル	直径	二十六ミリメートル	直径	二十六ミリメートル	直径	二十六ミリメートル	直径	二十六ミリメートル																																								
<table border="1"> <tr> <td>形式</td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> <td>形式</td> <td colspan="3"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> <td></td> <td colspan="3"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>量目</td> <td>一円の貨幣等</td> <td>品位</td> <td>アルミニウム</td> <td>素材</td> <td>一円の貨幣等</td> <td>量目</td> <td>十五・六グラム</td> <td>品位</td> <td>純金</td> <td>素材</td> <td>金</td> </tr> </table> <p>別表第二 臨時補助貨幣で貨幣とみなされたもの (第二条関係)</p>												形式							形式																			量目	一円の貨幣等	品位	アルミニウム	素材	一円の貨幣等	量目	十五・六グラム	品位	純金	素材	金		
形式							形式																																												
量目	一円の貨幣等	品位	アルミニウム	素材	一円の貨幣等	量目	十五・六グラム	品位	純金	素材	金																																								
直径	二十ミリメートル	直径	二十六ミリメートル	直径	二十六ミリメートル	直径	二十六ミリメートル	直径	二十六ミリメートル	直径	二十六ミリメートル																																								
<table border="1"> <tr> <td>形式</td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> <td>形式</td> <td colspan="3"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> <td></td> <td colspan="3"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>量目</td> <td>三・七五グラム</td> <td>品位</td> <td>千分中銅六百以上七百以下、亜鉛四百以下</td> <td>素材</td> <td>黄銅</td> <td>量目</td> <td>三・七五グラム</td> <td>品位</td> <td>千分中銅六百以上七百以下、亜鉛四百以下</td> <td>素材</td> <td>黄銅</td> <td>量目</td> <td>四グラム</td> </tr> </table>												形式							形式																			量目	三・七五グラム	品位	千分中銅六百以上七百以下、亜鉛四百以下	素材	黄銅	量目	三・七五グラム	品位	千分中銅六百以上七百以下、亜鉛四百以下	素材	黄銅	量目	四グラム
形式							形式																																												
量目	三・七五グラム	品位	千分中銅六百以上七百以下、亜鉛四百以下	素材	黄銅	量目	三・七五グラム	品位	千分中銅六百以上七百以下、亜鉛四百以下	素材	黄銅	量目	四グラム																																						
直径	二十三ミリメートル	孔径	二十二ミリメートル	直径	二十二ミリメートル	直径	二十二ミリメートル	孔径	二十二ミリメートル	直径	二十二ミリメートル																																								
<table border="1"> <tr> <td>形式</td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> <td>形式</td> <td colspan="3"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> <td></td> <td colspan="3"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>量目</td> <td>三・七五グラム</td> <td>品位</td> <td>千分中銅六百以上七百以下、亜鉛四百以下</td> <td>素材</td> <td>黄銅</td> <td>量目</td> <td>三・七五グラム</td> <td>品位</td> <td>千分中銅九百五十、亜鉛四十以下三十以上</td> <td>素材</td> <td>青銅</td> <td>量目</td> <td>三・七五グラム</td> </tr> </table>												形式							形式																			量目	三・七五グラム	品位	千分中銅六百以上七百以下、亜鉛四百以下	素材	黄銅	量目	三・七五グラム	品位	千分中銅九百五十、亜鉛四十以下三十以上	素材	青銅	量目	三・七五グラム
形式							形式																																												
量目	三・七五グラム	品位	千分中銅六百以上七百以下、亜鉛四百以下	素材	黄銅	量目	三・七五グラム	品位	千分中銅九百五十、亜鉛四十以下三十以上	素材	青銅	量目	三・七五グラム																																						
直径	二十三ミリメートル	孔径	二十二ミリメートル	直径	二十二ミリメートル	直径	二十二ミリメートル	孔径	二十二ミリメートル	直径	二十二ミリメートル																																								
<table border="1"> <tr> <td>形式</td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> <td>形式</td> <td colspan="3"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> <td></td> <td colspan="3"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>量目</td> <td>三・七五グラム</td> <td>品位</td> <td>千分中銅六百以上七百以下、亜鉛四百以下</td> <td>素材</td> <td>黄銅</td> <td>量目</td> <td>三・七五グラム</td> <td>品位</td> <td>千分中銅九百五十、亜鉛四十以下三十以上</td> <td>素材</td> <td>青銅</td> <td>量目</td> <td>三・七五グラム</td> </tr> </table>												形式							形式																			量目	三・七五グラム	品位	千分中銅六百以上七百以下、亜鉛四百以下	素材	黄銅	量目	三・七五グラム	品位	千分中銅九百五十、亜鉛四十以下三十以上	素材	青銅	量目	三・七五グラム
形式							形式																																												
量目	三・七五グラム	品位	千分中銅六百以上七百以下、亜鉛四百以下	素材	黄銅	量目	三・七五グラム	品位	千分中銅九百五十、亜鉛四十以下三十以上	素材	青銅	量目	三・七五グラム																																						
直径	二十三ミリメートル	孔径	二十二ミリメートル	直径	二十二ミリメートル	直径	二十二ミリメートル	孔径	二十二ミリメートル	直径	二十二ミリメートル																																								

形式							
	五 十 円	形式					
四 格 ラ ム	白 銅	量 目	五 格 ラ ム	ニ ッ ケ ル	品 位	五 十 円	四 五 十 円 の 貨 幣
孔 径 直 径	四 ミ リ メ ー トル	孔 径 直 径	六 ミ リ メ ー トル	二 十 五 ミ リ メ ー トル	孔 径 直 径	二 十 五 ミ リ メ ー トル	四 五 十 円 の 貨 幣
量 目	千 分 中 銅 七 百 五 十、 ニ ッ ケ ル 二 百 五 十	品 位	千 分 中 銅 七 百 五 十、 ニ ッ ケ ル 二 百 五 十	素 材	ニ ッ ケ ル		
形式		形式		形式			
	百 円	形式					
四 八 格 ラ ム	白 銅	量 目	四 八 格 ラ ム	銀 合 金	品 位	百 円	百 円 の 貨 幣 の う ち 通 常 の も の
孔 径 直 径	二 十 一 · 六 ミ リ メ ー トル	孔 径 直 径	二 十 一 · 六 ミ リ メ ー トル	孔 径 直 径	二 十 一 · 六 ミ リ メ ー トル	孔 径 直 径	二 十 一 · 六 ミ リ メ ー トル
量 目	千 分 中 銅 七 百 五 十、 ニ ッ ケ ル 二 百 五 十	品 位	千 分 中 銅 六 百、 銅 三 百、 亜 鉛 百	素 材	銀 合 金		
形式		形式		形式			
	百 円	形式					
八 千 分 中 銅 七 百 五 十、 ニ ッ ケ ル 二 百 五 十	白 銅	量 目	九 格 ラ ム	百 銅	品 位	百 円	百 円 の 貨 幣 の う ち 昭 和 四 十 五 年 に 開 催 さ れ た オ リ ン ピ ッ ク 東 京 大 会 を 記 念 す る た め 発 行 し た もの
十二 格 拉 ム	百 円 の 貨 幣 の う ち 昭 和 四 十七 年 に 開 催 さ れ た オ リ ン ピ ッ ク 冬 季 大 会 を 記 念 す る た め 発 行 し た も の	品 位	千 分 中 銅 七 百 五 十、 ニ ッ ケ ル 二 百 五 十	素 材	九 格 ラ ム		
形式		形式		形式			
	百 円	形式					
四 八 格 拉 ム	白 銅	量 目	四 八 格 拉 ム	銀 合 金	品 位	百 円	百 円 の 貨 幣 の う ち 昭 和 五 十 年 に 開 催 さ れ た 沖 縄 国 際 海 洋 博 覽 會 を 記 念 す る た め 発 行 し た もの
孔 径 直 径	二 十 一 · 六 ミ リ メ ー トル	孔 径 直 径	二 十 一 · 六 ミ リ メ ー トル	孔 径 直 径	二 十 一 · 六 ミ リ メ ー トル	孔 径 直 径	二 十 一 · 六 ミ リ メ ー トル
量 目	千 分 中 銅 七 百 五 十、 ニ ッ ケ ル 二 百 五 十	品 位	千 分 中 銅 七 百 五 十、 ニ ッ ケ ル 二 百 五 十	素 材	九 格 拉 ム		
形式		形式		形式			
	百 円	形式					
十 二 格 拉 ム	白 銅	量 目	十 二 格 拉 ム	白 銅	品 位	百 円	百 円 の 貨 幣 の う ち 天 皇 陛 下 の 御 在 位 五 十 年 を 記 念 す る た め 発 行 し た もの
孔 径 直 径	三 十 ミ リ メ ー トル	孔 径 直 径	三 十 ミ リ メ ー トル	孔 径 直 径	三 十 ミ リ メ ー トル	孔 径 直 径	三 十 ミ リ メ ー トル
量 目	千 分 中 銅 七 百 五 十、 ニ ッ ケ ル 二 百 五 十	品 位	千 分 中 銅 七 百 五 十、 ニ ッ ケ ル 二 百 五 十	素 材	十 二 格 拉 ム		
形式		形式		形式			
	百 円	形式					
九 千 分 中 銅 七 百 五 十、 ニ ッ ケ ル 二 百 五 十	白 銅	量 目	九 格 拉 ム	白 銅	品 位	百 円	百 円 の 貨 幣 の う ち 昭 和 五 十 年 に 開 催 さ れ た 沖 縄 国 際 海 洋 博 覽 會 を 記 念 す る た め 発 行 し た もの
孔 径 直 径	二 十 一 · 六 ミ リ メ ー トル	孔 径 直 径	二 十 一 · 六 ミ リ メ ー トル	孔 径 直 径	二 十 一 · 六 ミ リ メ ー トル	孔 径 直 径	二 十 一 · 六 ミ リ メ ー トル
量 目	千 分 中 銅 七 百 五 十、 ニ ッ ケ ル 二 百 五 十	品 位	千 分 中 銅 七 百 五 十、 ニ ッ ケ ル 二 百 五 十	素 材	九 格 拉 ム		
形式		形式		形式			
	百 円	形式					
十一 五 百 格 拉 ム	白 銅	量 目	十一 五 百 格 拉 ム	白 銅	品 位	百 円	百 円 の 貨 幣 の う ち 通 常 の も の
孔 径 直 径	三 十 ミ リ メ ー トル	孔 径 直 径	三 十 ミ リ メ ー トル	孔 径 直 径	三 十 ミ リ メ ー トル	孔 径 直 径	三 十 ミ リ メ ー トル
量 目	千 分 中 銅 七 百 五 十、 ニ ッ ケ ル 二 百 五 十	品 位	千 分 中 銅 七 百 五 十、 ニ ッ ケ ル 二 百 五 十	素 材	十一 五 百 格 拉 ム		
形式		形式		形式			
	百 円	形式					

十九 平成六年に開催される第十二回アジア競技大会を記念するため発行する五百円の記念貨幣 三千万枚

二十 平成十年に開催される長野オリンピック冬季競技大会を記念するため発行する五百円の記念貨幣 六千万枚

二十一 天皇陛下御在位十年を記念するため発行する五百円の記念貨幣 千五百万枚

二十二 平成十四年に開催されるワールドカッパサッカー大会を記念するため発行する五百円の記念貨幣 三千万枚

二十三 中部国際空港の開港を記念するため発行する五百円の記念貨幣 五万枚

二十四 平成十七年に開催される二千五年日本国際博覧会を記念するため発行する五百円の記念貨幣 八百二十四万一千枚

二十五 南極地域観測五十周年を記念するため発行する五百円の記念貨幣 六百六十万枚

二十六 日本ブラジル交流年及び日本人ブラジル移住百周年を記念するため発行する五百円の記念貨幣 四百八十万枚

二十七 地方自治法施行六十周年を記念するため発行する五百円の記念貨幣 八千三百十萬枚

二十八 天皇陛下御在位二十年を記念するため発行する五百円の記念貨幣 千万枚

二十九 天皇陛下御在位三十年を記念するため発行する五百円の記念貨幣 五百万枚

三十 天皇陛下御即位を記念するため発行する五百円の記念貨幣 五百万枚

三十一 令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する五百円の記念貨幣 五百萬枚

三十二 平成十四年に開催されるワールドカップサッカー大会を記念するため発行する千円の記念貨幣 五万枚

三十三 平成十五年に開催される第五回アジア冬季競技大会を記念するため発行する千円の記念貨幣 五万枚

三十四 奄美群島復帰五十周年を記念するため発行する千円の記念貨幣 五万枚

三十五 平成十七年に開催される二千五年日本国際博覧会を記念するため発行する千円の記念貨幣 七万枚

三十六 國際連合加盟五十周年を記念するため発行する千円の記念貨幣 七万枚

二十七 平成十九年に開催される二千七年ユニアーバーサル技能五輪国際大会を記念するため発行する千円の記念貨幣 八万枚

二十八 地方自治法施行六十周年を記念するため発行する千円の記念貨幣 四百七十一万枚

二十九 平成二十四年に開催される第六十七回国際通貨基金・世界銀行年次総会を記念するため発行する千円の記念貨幣 五万枚

三十 新幹線鉄道開業五十周年を記念するため発行する千円の記念貨幣 五万枚

三十一 東日本大震災からの復興に關する事業を記念するため発行する千円の記念貨幣 十八万枚

三十二 令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する千円の記念貨幣 百万枚

三十三 平成二十九年に開催される第八回アジアン冬季競技大会を記念するため発行する千円の記念貨幣 五万枚

三十四 小笠原諸島復帰五十周年を記念するため発行する千円の記念貨幣 五万枚

三十五 明治一五〇年を記念するため発行する千円の記念貨幣 五万一千枚

三十六 令和元年に開催されるラグビーワールドカップ大会を記念するため発行する千円の記念貨幣 五万枚

三十七 郵便制度百五十周年を記念するため発行する千円の記念貨幣 五万枚

三十八 近代通貨制度百五十周年を記念するため発行する千円の記念貨幣 五万枚

三十九 沖縄復帰五十周年を記念するため発行する千円の記念貨幣 五万枚

四十 鉄道開業百五十周年を記念するため発行する千円の記念貨幣 七万枚

四十一 令和七年に開催される二千二十五年日本国際博覧会を記念するため発行する千円の記念貨幣 十万枚

四十二 国立公園制度百周年を記念するため発行する千円の記念貨幣 一十四万枚

四十三 平成二年に開催される国際花と緑の博覽会を記念するため発行する五千円の記念貨幣 五千万枚

四十四 裁判所制度百周年を記念するため発行する五千円の記念貨幣 五百万枚

四十五 議会開設百周年を記念するため発行する五千円の記念貨幣 五百万枚

四十六	皇太子徳仁親王の婚姻を記念するため 発行する五千円の記念貨幣 五百萬枚
四十七	平成十年に開催される長野オリンピック冬季競技大会を記念するため発行する五千円の記念貨幣 千五百万枚
四十八	近代通貨制度百五十周年を記念するため 発行する五千円の記念貨幣 二万枚
四十九	平成十年に開催される長野オリンピック冬季競技大会を記念するため発行する一万円の記念貨幣 六十万五千枚
五十	天皇陛下御在位十年を記念するため発行する一万円の記念貨幣 二十万枚
五十一	平成十四年に開催されるワールドカッパサッカー大会を記念するため発行する一万円の記念貨幣 二十万枚
五十二	平成十七年に開催される二千五年日本国際博覧会を記念するため発行する一万円の記念貨幣 七万枚
五十三	天皇陛下御在位三十年を記念するため 発行する一万円の記念貨幣 十万枚
五十四	東日本大震災からの復興に関する事業 を記念するため発行する一万円の記念貨幣 四万五千枚
五十五	令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会 を記念するため発行する一万円の記念貨幣 十二万三千枚
五十六	天皇陛下御在位三十年を記念するため 発行する一万円の記念貨幣 五万枚
五十七	令和元年に開催されるラグビーワールドカップ大会を記念するため発行する一万円 の記念貨幣 一千万枚
五十八	天皇陛下御即位を記念するため発行する一万円の記念貨幣 五万枚
五十九	郵便制度百五十周年を記念するため發行する一万円の記念貨幣 二万枚
六十	近代通貨制度百五十周年を記念するため 発行する一万円の記念貨幣 二万枚
六十一	沖縄復帰五十周年を記念するため発行する一万円の記念貨幣 二万枚

持たせたもので、それぞれ一枚を容器に組み入れたもの	二 沖縄復帰二十周年を記念するため発行する五百円の記念貨幣のうち特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	二千五百円の記念貨幣及び五百円の記念貨幣のうち特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、それぞれ一枚を容器に入れたもの	二千五百円の記念貨幣のうち特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、それぞれ一枚を容器に入れたもの
三 皇太子徳仁親王の婚姻を記念するため発行する五千円の記念貨幣のうち特殊な技術七種類を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、それぞれ一枚を容器に入れたもの	四 関西国際空港の開港を記念するため発行する五百円の記念貨幣のうち特殊な技術七種類を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、それぞれ一枚を容器に入れたもの	五 平成六年に開催される第十二回アジア六千競技大会を記念するため発行する五百円の八千円記念貨幣のうち特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、別表第一第十五号に掲げる各形式につきそれぞれ一枚を容器に組み入れたもの	六 平成十年に開催される長野オリンピック冬季競技大会を記念するため発行する一千八百円の記念貨幣であつて、その素材に金を七百円含むもののうちその製造に要する費用が一三十九万円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの
七八次に掲げる貨幣で、それぞれ一枚を容器に組み入れたもの	七八次に掲げる貨幣で、それぞれ一枚を容器に組み入れたもの	七八次に掲げる貨幣で、それぞれ一枚を容器に組み入れたもの	七八次に掲げる貨幣で、それぞれ一枚を容器に組み入れたもの
イ 平成十年に開催される長野オリンピック冬季競技大会を記念するため発行する五千七千円の記念貨幣及び五百円の記念貨幣のう百二千円の記念貨幣であつて、その素材に金を一万円の記念貨幣であつて、その素材に金を一万円を超えるか、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもの	ク 平成十年に開催される長野オリンピック冬季競技大会を記念するため発行する一千三百九十九円の記念貨幣であつて、その素材に金を一万円を超えるか、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもの	ク 平成十年に開催される長野オリンピック冬季競技大会を記念するため発行する一千三百九十九円の記念貨幣であつて、その素材に金を一万円を超えるか、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもの	ク 平成十年に開催される長野オリンピック冬季競技大会を記念するため発行する五千七千円の記念貨幣及び五百円の記念貨幣のう百二千円の記念貨幣であつて、その素材に金を一万円を超えるか、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもの

ハ	平成十年に開催される長野オリンピック冬季競技大会を記念するため発行する五千円の記念貨幣のうち特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもの	九
イ	天皇陛下御在位十年を記念するため発行する一万円の記念貨幣であつて、その素材に金を含むもののうちその製造に要する費用が一万円を超えるかつ特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもの	十
ロ	天皇陛下御在位十年を記念するため発行する一万円の記念貨幣のうち特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもの	十一
シ	天皇陛下御在位十年を記念するため発行する五百円の記念貨幣であつて、その素材に金を含むもののうちその製造に要する費用が一万円を超えるかつ特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもの	一二
ス	天皇陛下御在位十年を記念するため発行する五百円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が一千円を超えるかつ特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	一三
タ	平成十四年に開催されるワールドカップサッカー大会を記念するため発行する一千円の記念貨幣であつて、その素材に金を含むもののうちその製造に要する費用が一万円を超えるかつ特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもの	一四
シ	平成十四年に開催されるワールドカップサッカー大会を記念するため発行する一千円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が一万円を超えるかつ特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもの	一五

表面に光沢を持たせたもの	を超える、かつ、特殊な技術を用いて製造し
十四 平成十五年に開催される第五回アジア冬季競技大会を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が千円を超えて、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	表面に光沢を持たせたもの
十五 奄美群島復帰五十周年を記念するたため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が千円を超えて、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	表面に光沢を持たせたもの
十六 平成十七年に開催される二千五年日本国際博覧会を記念するため発行する一万円の記念貨幣であつて、その素材に金を含むもののうちその製造に要する費用が千円を超えて、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	表面に光沢を持たせたもの
十七 平成十七年に開催される二千五年日本国際博覧会を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に金を含むもののうちその製造に要する費用が一千円を超えて、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	表面に光沢を持たせたもの
十八 次に掲げる貨幣で、それぞれ一枚を容器に組み入れたもの	表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの
十九 中部国際空港の開港を記念するため発行する五百円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が五百円を超えて、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもの	表面に光沢を持たせたもの

四千円	五千円	六千円	七千円	八千円
四万円	五万円	六万円	七万円	八万円
千円	千円	千円	千円	千円
四千円	五千円	六千円	七千円	八千円
四千円	五千円	六千円	七千円	八千円

九千円	一万円	一万円	一万円	一万円
八千円	九千円	一万円	一万円	一万円
七千円	八千円	九千円	一万円	一万円
六千円	七千円	八千円	九千円	一万円
五千円	六千円	七千円	八千円	九千円

三十三 小笠原諸島復帰五十周年を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、三百円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が三千円を超えて、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもの	表面に光沢を持たせたもの
三十四 明治一五〇年を記念するため発行八千円の記念貨幣であつて、その素材に三百円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が三千円を超えて、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもの	表面に光沢を持たせたもの
三十五 天皇陛下御在位三十年を記念するため発行する一万円の記念貨幣であつて、万七千円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が三千円を超えて、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもの	表面に光沢を持たせたもの
三十六 次に掲げる貨幣で、それぞれ一枚を容器に入れたもの	表面に光沢を持たせたもの
三十七 令和元年に開催されるラグビーワールドカップ大会を記念するため発行する万円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が一万円を超えて、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもの	表面に光沢を持たせたもの
三十八 令和元年に開催されるラグビーワールドカップ大会を記念するため発行する万円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が一万円を超えて、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもの	表面に光沢を持たせたもの
三十九 天皇陛下御即位を記念するため発行する一万円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が一万円を超えて、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもの	表面に光沢を持たせたもの
四十 天皇陛下御在位二十年を記念するため発行する五百円の記念貨幣のうち特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	表面に光沢を持たせたもの
四十一 平成二十四年に開催される第六十周年を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が一千円を超えて、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもの	表面に光沢を持たせたもの
四十二 平成二十四年に開催される第五回アジア冬季競技大会を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が一千円を超えて、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもの	表面に光沢を持たせたもの
四十三 平成二十四年に開催される第五回国際通貨基金・世界銀行年次総会を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が一千円を超えて、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもの	表面に光沢を持たせたもの
四十四 平成二十四年に開催される第五回天皇陛下御在位二十年を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が一千円を超えて、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもの	表面に光沢を持たせたもの
四十五 平成二十四年に開催される第五回天皇陛下御在位二十年を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が一千円を超えて、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもの	表面に光沢を持たせたもの
四十六 平成二十四年に開催される第五回天皇陛下御在位二十年を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が一千円を超えて、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもの	表面に光沢を持たせたもの
四十七 平成二十四年に開催される第五回天皇陛下御在位二十年を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が一千円を超えて、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもの	表面に光沢を持たせたもの

一枚を容器に入れたもの	四十	次に掲げる貨幣で、それぞれ一枚を十 二枚に組み入れたもの	四十一	令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が一万円を超える、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもの
イ　令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が一万円を超える、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもの	四十二	令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が千円を超える、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、別表第一第三十九号二、チ及びニに掲げるものにつきそれぞれ一枚を容器に組み入れたもの	四十三	次に掲げる貨幣で、それぞれ一枚六十 を容器に組み入れたもの
ロ　令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が千円を超える、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、別表第一第六十二号に掲げる各形式のもの	四十四	次に掲げる貨幣で、それぞれ一枚六 十を容器に組み入れたもの	四十五	天皇陛下御即位を記念するため発行する一万円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が一万円を超える、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもの
ロ　天皇陛下御即位を記念するため発行する五百円の記念貨幣のうち特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもの	四十五	天皇陛下御即位を記念するため発行する五百円の記念貨幣のうち特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもの	四十六	天皇陛下御即位を記念するため発行する一千円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が一千円を超える、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもの

用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの

たせたもので、別表第一第三十九号ハから
カまでに掲げるもの

素材に金を含むもののうちその製造に要する費用が一万元を超えて、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもの十

四十九	沖縄復帰五十周年を記念するため発行する一万円の記念貨幣であつて、その万九	たせたもので、別表第一第三十九号ハから カまでに掲げるもの	ハ 令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する五百円の記念貨幣のうち特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、別表第一第二十七号に掲げる各形式のもの	ニ 令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する百円の記念貨幣のうち特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、別表第一第七号に掲げる各形式のもの	四十四 郵便制度百五十周年を記念するた め発行する一万円の記念貨幣であつて、そ の素材に金を含むもののうちその製造に要 する費用が一円を超え、かつ、特殊な技 術を用いて製造し表面に光沢を持たせたも ので、一枚を容器に入れたもの	四十五 郵便制度百五十周年を記念するた め発行する一千円の記念貨幣であつて、そ の素材に銀を含むもののうちその製造に要 する費用が千円を超える、かつ、特殊な技 術を用いて製造し表面に光沢を持たせたも ので、一枚を容器に入れたもの
四十六	近代通貨制度百五十周年を記念するため発行する一万円の記念貨幣であつて、万手 その素材に金を含むもののうちその製造に要 する費用が一万円を超える、かつ、特殊な 技術を用いて製造し表面に光沢を持たせた もので、一枚を容器に入れたもの	四十七 近代通貨制度百五十周年を記念す るため発行する五千円の記念貨幣であつて、九千 その素材に金を含むもののうちその製造に要 する費用が五千円を超える、かつ、特殊な 技術を用いて製造し表面に光沢を持たせた もので、一枚を容器に入れたもの	四十八 近代通貨制度百五十周年を記念す るため発行する千円の記念貨幣であつて、六百 その素材に銀を含むもののうちその製造に要 する費用が一千円を超える、かつ、特殊な技 術を用いて製造し表面に光沢を持たせたも ので、一枚を容器に入れたもの	四十九 沖縄復帰五十周年を記念するため ので、一枚を容器に入れたもの	五十 たせたもので、別表第一第三十九号ハから カまでに掲げるもの	ハ 令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する五百円の記念貨幣のうち特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、別表第一第二十七号に掲げる各形式のもの

素材に金を含むもののうちその製造に要する費用が一万円を超える、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもの十